

船舶事故等調査報告書

平成26年8月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014門第13号
事故等種類	衝突
発生日時	平成26年1月24日（金） 12時10分ごろ
発生場所	鹿児島県枕崎市枕崎港南方沖 枕崎港沖防波堤東灯台から真方位152°600m付近 （概位 北緯31°15.0′ 東経130°17.6′）
事故等調査の経過	平成26年2月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 第十 ^{ほうとく} 豊徳丸、19トン KG2-101（漁船登録番号）、うえむら漁業生産組合 B モーターボート ^{みつひろ} 光洋丸、0.5トン 295-33447鹿児島、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし（左舷船首部に塗装片付着） B 船首部設置の木製渡板が破損
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、船長Aが操舵室の椅子に腰を掛け、自動操舵によって約8.6ノットの対地速力で枕崎港南方沖を通過し、北進して枕崎港に入港した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、枕崎港南方沖で船首を東に向けて錨泊して釣り中、平成26年1月24日12時10分ごろA船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突した。 船長Bは、A船が停止せずに枕崎港に入港したので、118番通報した後、自力航行して水揚げ中のA船に衝突したことを告げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 高潮時
その他の事項	A船は、船首部が浮上して船首方の死角（視界が制限される状態）が生じていた。 船長Aは、水揚げ準備に取り掛かる乗組員に注意を向け、前方をよく見ていなかった。 B船は、黒球を掲げていた。 船長Bは、船尾で釣りをしており、衝突直前に接近するA船に気付き、船外機を後進とした。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、枕崎港南方沖を北進中、船長Aが、水揚げ準備に取り掛かる乗組員に注意を向け、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、枕崎港南方沖で錨泊して釣り中、船長Bが、釣りを行っていたことから、衝突直前に接近するA船に気付き、船外機を後進としたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、枕崎港南方沖において、A船が北進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが釣りを行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中に船首方の死角が生じる場合は、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを適切に行うこと。 ・錨泊中は、常時、見張りを適切に行い、接近する他船を視認したときは、必要に応じて有効な音響による注意喚起信号を行うこと。